

1頁 平成30年度第2次補正(案)及び平成31年度当初(案)

2頁 地籍調査費負担金等の予算推移

3頁 平成31年度地籍調査関係予算概要

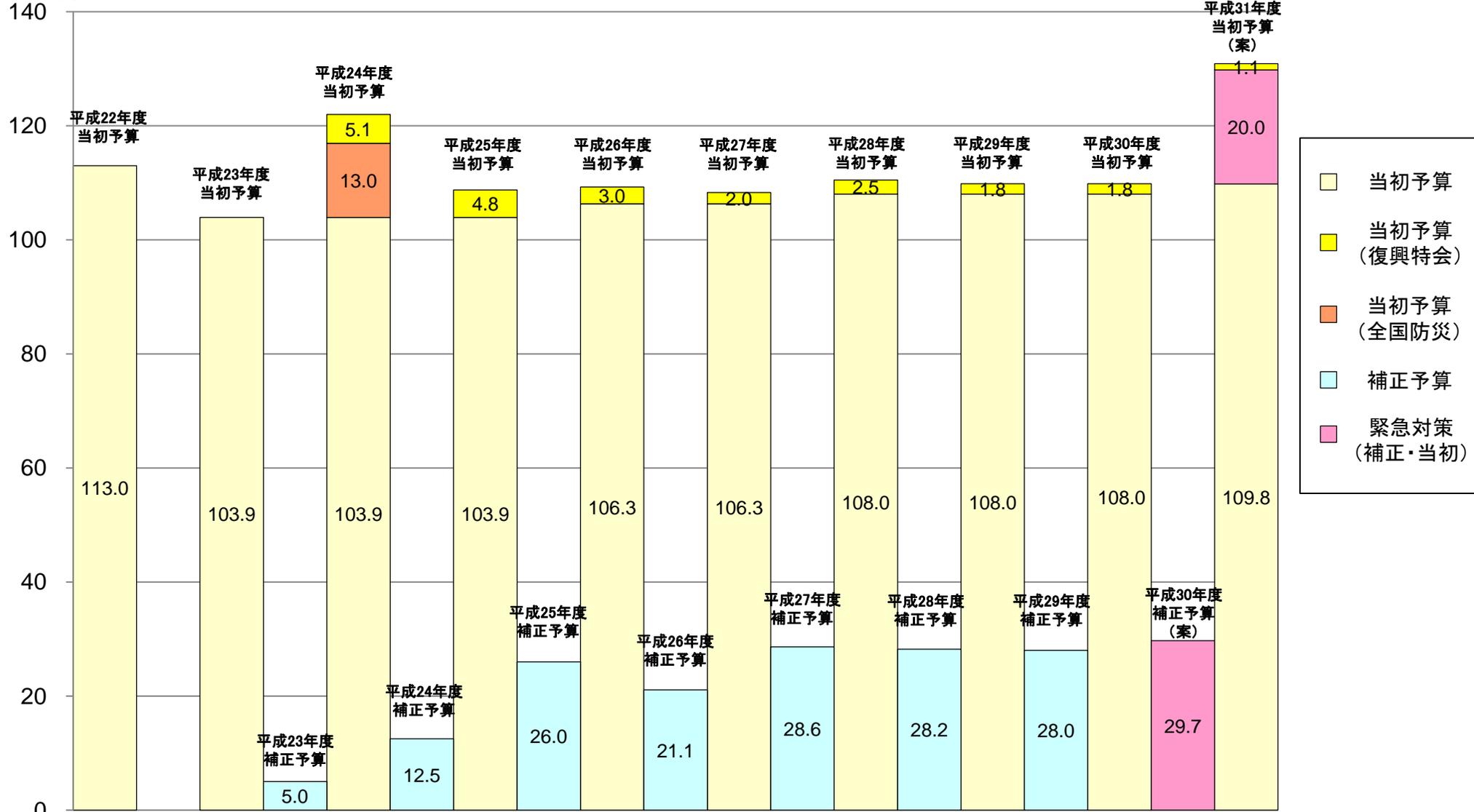
8頁 地籍調査緊急対策の概要  
(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策)

# 地籍調査予算の平成30年度第2次補正(案)及び 平成31年度当初(案)について

	<b>予算案</b> (12月21日閣議決定)	<b>参考:前年度予算額</b>
平成30年度 第2次補正	<b>29.7 億円</b> (全額緊急対策関係)	<b>28.0 億円</b>
平成31年度 当初	<b>129.8 億円</b> (うち20億円は緊急対策関係) (復興特会計上分含み:130.9億円)	<b>108.0 億円</b> (復興特会計上分含み:109.8億円)

# 地籍調査費負担金等の予算推移

(億円)



※H23年度補正予算は、東日本大震災の被災地域における復興分として措置されたものである。

※H24年度当初予算の全国防災は、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害への対応力を高めるために措置されたものである。

※H30年度補正予算、H31年度当初予算のうち緊急対策関係分については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(平成30年12月14日閣議決定)」に基づき措置されたものである。

# I. 土地・建設産業局関係予算総括表

(単位：百万円)

区 分	31年度 (A)	前年度 予算額 (B)	倍 率 (A/B)
<b>1. 不動産情報インフラの整備</b>	18,172	16,298	1.11
(1) 地籍整備の推進	13,385	11,313	1.18
うち・地籍調査の推進	12,978	10,800	1.20
うち、2,000百万円は、臨時・特別の措置である。 ※この他、復興関係経費 111百万円がある。	2,000	0	皆増
・山村部境界基本調査の実施 (山村部リモートセンシングデータ整備事業)	39	31	1.26
・民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備 の推進	119	129	0.93
(2) 不動産情報の整備・提供の充実等	4,788	4,985	0.96
うち・地価公示の着実な実施	3,740	3,691	1.01
・不動産情報における官民連携に向けた環境整備	41	0	皆増
<b>2. 不動産市場の環境整備</b>	198	196	1.01
うち・空き家・空き地の流通・活用等の促進	79	95	0.83
・所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援	54	0	皆増
・健全な賃貸住宅管理業及び個人の不動産投資の促進に に向けた環境整備	24	0	皆増
<b>3. 建設市場の環境整備</b>	532	509	1.05
うち・建設産業の働き方改革の推進	103	91	1.13
・誰もが安心して働き続けられる環境整備	55	57	0.98
・建設分野における外国人受入れの円滑化・適正化	224	81	2.78
<b>4. 建設産業・不動産業の海外展開の推進</b>	107	104	1.03
<b>5. その他</b>	270	329	0.82
合 計	19,279	17,436	1.11

3

(注1) 上記の「地籍調査の推進」経費は、地籍調査費負担金(8,007百万円)及び  
社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分(4,971百万円)である。  
(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、合計及び倍率は、一致しない場合もある。

### Ⅲ. 主要施策

#### 1. 不動産情報インフラの整備

##### (1) 地籍整備の推進

### 地籍調査の推進

**12,978百万円（前年度10,800百万円）**  
**【うち、臨時・特別の措置2,000百万円】**

- ※ 上記の金額は、地籍調査費負担金（8,007百万円）及び社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分（4,971百万円）である。
- ※ 臨時・特別の措置2,000百万円は、地籍調査費負担金である。
- ※ この他、復興関係経費（復興庁計上111百万円）がある。

市町村等が行う地籍調査（一筆毎の土地の境界、面積等を調査・測量し、地籍図等を作成。平成29年度末の全国の進捗率は約52%）について、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的な土地境界等の整備を推進する。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）」を踏まえ、土砂災害警戒区域等の早急に災害への備えが必要な地域で実施する地籍調査については、臨時・特別の措置による予算を活用し、速やかな地籍調査の実施を支援する。

4

#### <主な内容>

市町村等が実施する地籍調査の経費の一部に対して、負担金を交付する。交付にあたっては、インフラ整備の円滑化、防災対策の推進、都市開発等の活性化、森林施業等の円滑化、所有者不明土地対策に資する地籍調査を重点的に支援する。

**地籍調査とは**

- 国土調査法に基づき実施
- 主な実施主体は市町村
- 一筆毎の土地の境界や面積等を調査
- 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になる



【公図】  
明治期に作られた図面

【地籍図】  
境界が正確な地図

【地籍調査の負担割合】  
(市町村実施の場合)



都道府県 25%  
市町村 25%  
国 50%

特別交付税措置により、都道府県・市町村の負担は各々実質5%

**地籍調査の主な効果**

地籍調査を実施し、正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にすることで、様々な効果が創出

**インフラ整備の円滑化**

地籍調査が実施済であれば、事業計画の策定や用地調整の円滑な実施が可能

**インフラ整備の主な工程**

事業計画

①用地リスクを考慮した計画策定が可能

用地調整

②土地所有者との境界に関するトラブルを軽減

工事の着工

**防災対策の推進  
災害復旧・復興の迅速化**

地籍調査が実施済であれば、土地の境界の確認が円滑に行われるため、事業期間が大幅に縮減

**防災集団移転促進事業の事例**  
(宮城県名取市下増田地区)

実施

約7ヵ月

【期間短縮効果】

半年～1年

未実施

約1～1年半(推計)

**民間都市開発の推進**

地籍調査が実施済であれば、関係者が合意し易く、民間都市開発の円滑な実施が可能

**民間開発事業に  
長期間を要した事例**

六本木ヒルズでは地籍調査が未実施  
約400筆の境界調査に4年もの歳月



## 山村部境界基本調査（山村部リモートセンシングデータ整備事業）の実施

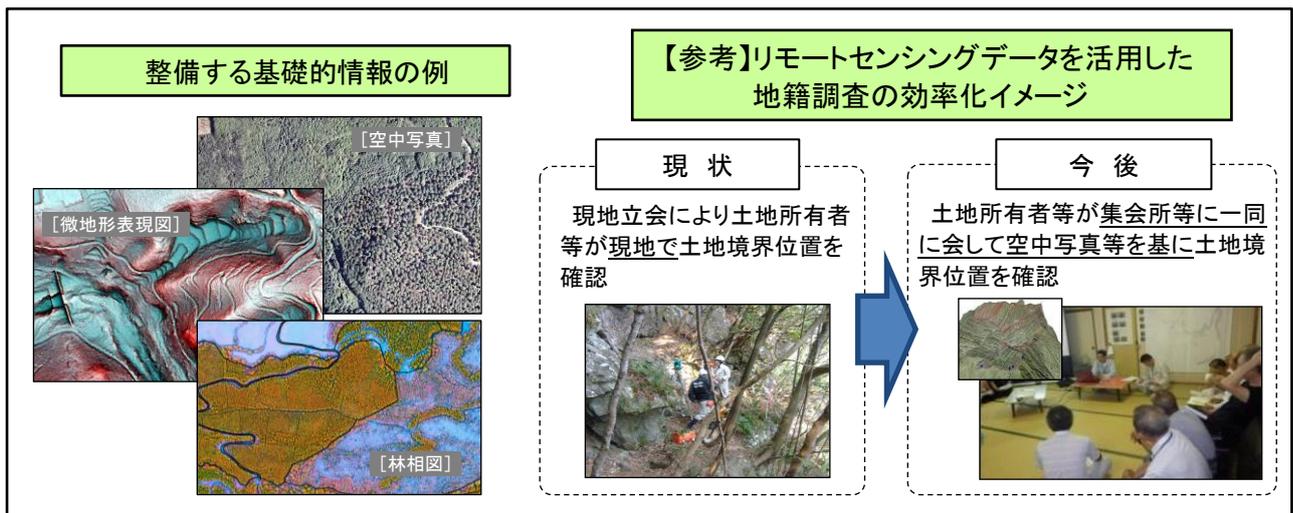
39百万円（前年度31百万円）

山村部においては、高齢化・過疎化等の人口減による境界情報の喪失が進んでいるとともに、急峻な地形が多くあることから、現地立会作業や測量作業の困難な地域が多く、地籍調査の進捗が遅れている。

近年、地震や豪雨に伴う土砂災害等が頻発していることから、早急な地籍調査の実施が求められているため、リモートセンシング技術を活用しつつ、地籍調査に先行して必要な土地の境界に関する基礎的情報を国が整備する。

### <主な内容>

山村部において、土砂災害警戒区域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、空中写真、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータから得られる、地形・植生情報等の土地の境界に関する基礎的情報を広域的に国が整備する。



## 都市部官民境界基本調査の実施

102百万円（前年度169百万円）

防災対策等の観点から市町村等による都市部の地籍調査を促進するため、地籍調査に先行して必要な境界等の基礎的情報を国が整備する。

### <主な内容>

都市部において、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定地域等の早急な地籍調査が必要な地域で、地籍調査に先行して道路等と民有地の境界に関する基礎的情報を国が整備する。



# 民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進

**119百万円**（前年度129百万円）

地籍整備が特に遅れている都市部においては、防災対策や都市開発等に寄与する観点から、地籍整備の一層の推進が求められている。このため、民間事業者や地方公共団体の公共事業部局等が作成する地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用するための支援を行う。

## <主な内容>

民間事業者等が積極的に国土調査法第19条第5項指定を申請できるように、測量・調査等にかかる経費に対して、補助金を交付する。

### 【国土調査法第19条第5項指定】

土地に関する様々な測量の成果について、その精度・正確さが地籍調査と同等以上の場合には、当該成果を地籍調査と同様に取り扱えるよう国土交通大臣等が指定する制度



### 【地籍整備推進調査費補助金】

**事業主体**：民間事業者、地方公共団体  
**地域要件**：人口集中地区又は都市計画区域  
**対象経費**：19条5項指定に必要な測量・調査に要する経費  
 （調査計画等策定、境界情報等整備、成果等作成）

**補助率**：

#### 民間事業者（直接補助）

1/3 以内



#### 民間事業者（間接補助）

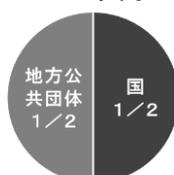
1/3 以内※



※ただし地方公共団体の補助する額の1/2が限度

#### 地方公共団体（直接補助）

1/2 以内



### 【指定の行われた民間開発事業の測量事例】

**調査実施地区**：福岡県小郡市

**調査面積**：3.3 ha

**調査内容**：民間開発事業者が駅前の住宅地開発事業を行うため、測量・調査、成果の作成を実施



【民間開発事業のイメージ図】

# ICTを活用した地籍調査の効率化に向けた環境整備

51百万円（前年度70百万円）

都市部においては、防災対策や都市開発等の観点において、地籍整備を早急を実施する必要があり、近年進展しているICT等の新たな技術を活用することで、官民境界の先行調査や地籍調査以外の民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査を実施するための環境整備を行い、都市部の地籍調査をより一層推進する。

## <主な内容>

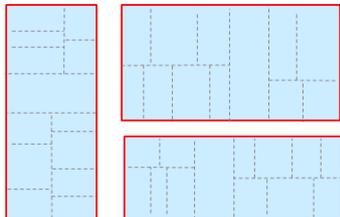
民間測量成果※等を有効に活用した効率的な地籍調査手法を確立するため、地籍調査以外の民間測量成果等を蓄積・共有する地籍整備プラットフォーム（仮称）の本格導入に向けた実証実験等を行う。

※個々の土地取引や民間開発事業等で得られた測量成果

### 民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査

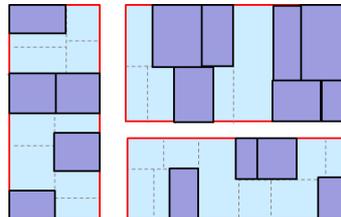
#### ① 官民境界を先行的に整備

民地と道路等の境界(官民境界:—)を先行的に調査し、位置の基準を整備



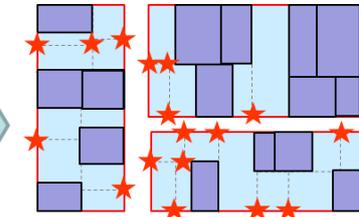
#### ② 民間測量成果等の蓄積

官民境界の位置座標と整合のとれた民間測量成果等(■)を蓄積



#### ③ 民間測量成果等を活用した地籍調査

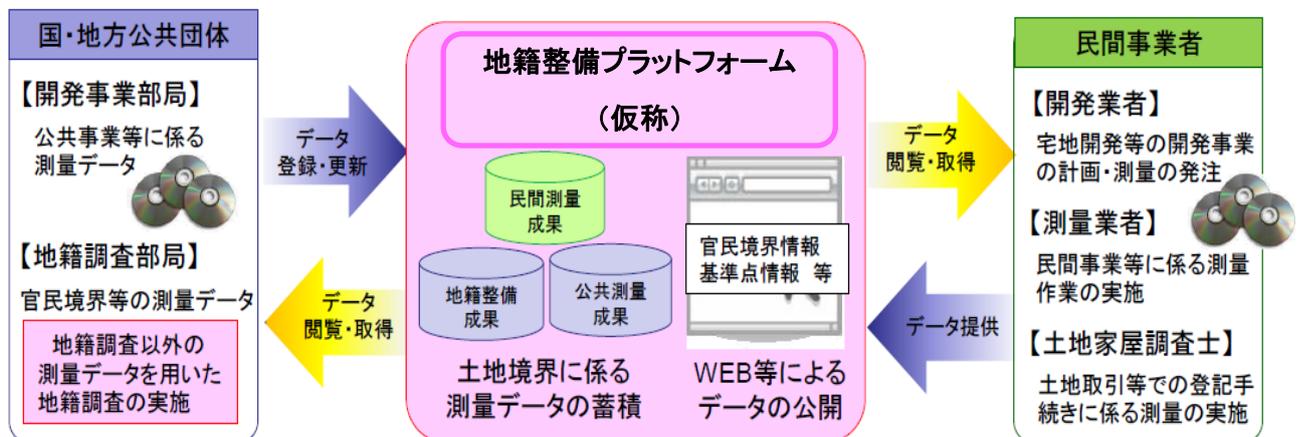
民間測量成果等がない境界(★)のみ調査を実施し、調査に係る作業を軽減



民間測量成果等が存在する土地は調査・測量を省略

全ての土地境界を調査する従来の地籍調査に比べ、立会いや測量に係る負担が大幅に軽減し、より広い面積を効果的に調査可能

### 地籍整備プラットフォーム（仮称）の運用イメージ



(上記システムについては、平成30年度予算で開発に着手)

**概要:** 近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の今後災害が想定される地域において、市町村等が実施する地籍調査に対して国庫負担金を重点的に交付する。

府省庁名: 国土交通省

## 地籍調査緊急対策

箇所: 約360km<sup>2</sup>  
期間: 2020年度まで  
実施主体: 市町村等

**内容:** 近年の気象の急激な変化に伴う土砂災害や洪水等を踏まえ、今後災害が想定される地域(土砂災害警戒区域等)のうち、人家や重要インフラへの影響が大きいなど特に緊急性が高い地域について、市町村等が地籍調査を実施する場合、当該調査を重点的に支援することで、各種防災事業の円滑化や災害後の復旧・復興の迅速化を図る。

**達成目標:** 今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地域として、土砂災害や洪水等の被災想定区域約360km<sup>2</sup>における地籍調査を概ね完了

### 地籍調査により作成される図面

#### 【公図】

明治期の地租改正に伴い作られた図面



地籍調査

#### 【地籍図】

境界が正確な地図



### 防災対策の推進、災害復旧・復興の迅速化

- 気象の急激な変化に伴う災害が多発している中、防災対策の推進が必要
- 被災後は道路等のライフラインの復旧・復興が急務
- 地籍調査が実施済であれば、土地の境界の確認が円滑に行われるため、事業期間が大幅に縮減

防災集団移転促進事業において期間が縮減された事例  
(東日本大震災からの復興)

